

税金について

日本における個人の所得に対する税金は、国が課する「所得税」と、都道府県や市区町村が課する「住民税」とに大別されます。

外国籍の人も、日本人と同様に、税金を支払わなければなりません。

所得税、住民税は、給与所得者の場合、通常は毎月の給与から自動的に差し引かれます。

給与から差し引かれない人は、所得税は税務署へ、住民税は市役所へ、納付手続きすることが必要となります。

問い合わせ先

所得税 西宮税務署	0798-34-3930
タックスアンサーホームページ	http://www.nta.go.jp/taxanswer/
住民税 西宮市役所市民税課	0798-35-3214

注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。